

浜松市がん検診推進協定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市が策定する健康はままつ21（平成15年3月策定）に基づき、がんの早期発見をはじめとした取り組みを推進することにより、市民の健康的な生活の実現を図ることを目的として、市が、がん検診推進に積極的に取組む企業や事務所団体（以下、「企業等」という。）と協定を締結するために必要な事項を定める。

(対象企業)

第2条 協定は市内に事業所又は支店（営業所等を含む。）を有し、がん検診推進活動に意欲を有する企業等であって、以下に掲げるいずれかの要件に該当する企業等を対象とする。ただし、自ら検診業務を行う企業等を除く。

- (1) 業務内容ががん予防、受診率向上の取組みに関連している企業等
- (2) 地域密着型で市民と接する窓口を多数有する企業等
- (3) 従業員に対するがん予防を中心とした健康づくりの取組みを積極的に行っている企業等
- (4) その他、企業等の提案する取組みにより、市民のがん検診受診促進に大きな効果が期待できる企業等

(申込み)

第3条 協定を締結しようとする企業等は、市に、浜松市がん検診推進協定申込書（様式1）を提出するものとする。

(協定の締結)

第4条 市は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たすとともに、取り組みが適正に実行されると見込まれる場合には、浜松市がん検診推進協定を締結する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。
- 3 協定を締結した企業等は、健康はままつ21推進協力団体とする。

(協定の解除)

第5条 市長及び協定企業等は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。

- 2 市長又は協定企業等は、相手方が法令及び協定要綱、本協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

(企業等の取組内容)

第6条 市と協定を締結した企業等（以下、「協定企業等」という。）は、次に掲げるいずれかの取り組みを行う。

- (1) 従業員に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
- (3) 従業員、家族へのがん検診情報の提供
- (4) 顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
- (5) がん検診の受診啓発イベント（検診受診キャンペーンも含む）の実施
- (6) 市民へのがん検診受診啓発の実施
- (7) その他、がん検診の受診啓発に関わる積極的な取り組み

2 前項の取り組みを行うに当たって、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの
- (3) 企業等の利益誘導のみに利用すること
- (4) 特定の治療方法のみを勧奨するなど偏った知識を与えるおそれがあるもの

3 協定企業等は、毎年度、翌年度の4月末日までに、浜松市がん検診推進報告書（様式2）により、取り組み状況を報告しなければならない。

（市の支援等）

第7条 市は、協定企業等に対し、取り組みに必要な情報提供等の協力を行うほか、市のホームページや広報誌に協定企業等の名称や取り組み内容等を掲載し、市民に広報する。

2 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に「浜松市がん検診推進協定締結企業」等である旨の表示ができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。